

堺市補助事業変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

堺市長

年 月 日付けで交付変更申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

補助年度	年度
補助事業名	
変更前の補助金交付決定額	円
変更後の補助金交付決定額	円
交付予定時期	年 月 ※ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある

補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助対象団体の規約等に変更があった場合又は役員に変更があった場合は、速やかにその旨を書面により市長に届け出ること。
- (4) 堺市女性活躍振興事業補助金交付要綱の規定に従うこと。
- (5) 別に定める様式により堺市補助金実績報告書を補助事業を実施した年度の末日の翌日から起算して30日以内に市長に提出すること。
- (6) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還すること。